

京都市老人短期入所施設条例の一部を改正する条例（平成17年9月30日
京都市条例第18号）（保健福祉局長寿社会部長寿福祉課）

介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）の一部
の施行により介護保険法の一部が改正され、介護保険施設等における食事
の提供に要した費用及び居住等に要した費用が介護施設サービス費等の対
象から除外されたことに伴い、利用料金に関する規定を整備することとし
ました。

この条例は、平成17年10月1日から施行することとしました。

京都市老人短期入所施設条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年9月30日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市条例第18号

京都市老人短期入所施設条例の一部を改正する条例

京都市老人短期入所施設条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「費用の額」の右に「, 同法第51条の2第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める費用の額及び同項第2号に規定する厚生労働大臣が定める費用の額の合計額」を加え, 同項第2号中「費用の額」の右に「, 同法第61条の2第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める費用の額及び同項第2号に規定する厚生労働大臣が定める費用の額の合計額」を加える。

附 則

この条例は, 平成17年10月1日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)